

フリーランス・事業者間取引適正化等法 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

対象事業者

令和6年11月1日施行

【業務委託事業者】

フリーランスへ業務委託する事業者

【特定業務委託事業者】

業務委託事業者のうち従業員等を使用する事業者

業務
委託**【特定受託事業者】**

フリーランス

従業員等を使用しない事業者

対象取引



業務を委託

**取引の適正化****2つの義務** ①取引条件の明示義務

- ・8項目の明示義務
- ・明示方法…書面or電磁的方法のみ

②期日における報酬支払義務 ※特定業務委託事業者

- ・受領日から60日以内のできる限り短い期間内に
- ・支払期日…具体的な日を特定

◆フリーランスに【1ヶ月以上】業務委託している発注業者

- 7つの禁止事項
- ①受領拒否
 - ②報酬の減額
 - ③返品
 - ④貢いたたき
 - ⑤購入・利用強制
 - ⑥不当な経済上の利益の提供要請
 - ⑦不当な給付内容の変更・やり直し

就業環境の整備 4つの義務 ※特定業務委託事業者

①募集情報の的確表示義務

- ・虚偽表示禁止
- ・誤解を生じさせる表示の禁止
- ・正確かつ最新の表示の義務

②ハラスメント対策に係る体制整備義務

◆6ヶ月以上の業務委託の場合

③育児介護等と業務の両立に対する配慮義務

- ・申出の内容等の把握
- ・取り得る選択肢の検討
- ・配慮の内容の伝達・実施/配慮不実施の伝達・理由の説明

④中途解約等の事前予告・理由開示義務

<事務所より>

11月より「フリーランス新法」が施行されました。働き方の多様化により弱い立場のフリーランスが安心して働ける環境を整備するため制定されたとのことです。今回は概要のみ説明しました。

11月の年金相談日は「7、14、21、28日」です。

ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265

<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com